

医療従事者の需給に関する検討会 開催要綱

1. 目的

- これまで、医療従事者の需給については、経済社会の変化や医療提供体制の在り方を踏まえつつ、医師、看護職員等の職種ごとに検討を行い、それぞれに必要な対策が行われてきた。
- 特に医師については、平成 18 年の医師需給検討会の結論を踏まえて暫定的な医学部定員増の措置がされたが、この一部が平成 29 年度で終了することから、今後数年間の医学部定員の在り方について早急に検討する必要がある。
- また現在、都道府県において、2025 年の医療需要を踏まえた地域医療構想の策定が進められているが、病床の機能分化・連携に対応していくためには、医師・看護師のみならず、リハビリ関係職種も含めた医療従事者の需給を念頭に置く必要がある。
- 今後、高齢社会が一層進む中で、人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制を構築するため、地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえた医療従事者の需給の検討が必要である。
- このようなことを踏まえ、医師・看護職員等の医療従事者の需給を見通し、医療従事者の確保策、地域偏在対策等について検討するため、本検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 医療従事者の需給の見通しについて
- (2) 医療従事者の確保策、地域偏在対策等について

3. 構成員

別紙のとおりとする。

座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

検討会には、文部科学省高等教育局医学教育課の参加を求ることとする。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 検討会の下に、検討会で議論される内容について、より専門的かつ技術的な事項について具体的に検討を行う分科会を設けることができる。
- (3) 検討会は、医政局長が開催し、検討会の庶務は、医政局地域医療計画課、医政局看護課、老健局老人保健課及び保険局医療介護連携政策課の協力を得て、医政局医事課において処理する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

医療従事者の需給に関する検討会構成員名簿

荒井	正善	奈良県知事
荒川	哲男	全国医学部長病院長会議会長
尾形	裕也	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
小川	彰	岩手医科大学学長
荻原	喜茂	日本作業療法士協会副会長
片峰	茂	長崎大学学長
勝又	浜子	日本看護協会常任理事
加納	繁照	日本医療法人協会会长
釜范	敏	日本医師会常任理事
北村	聖	東京大学大学院医学系研究科附属医学教育国際研究センター教授
権丈	善一	慶應義塾大学商学部教授
堺	常雄	日本病院会会长
高砂	裕子	全国訪問看護事業協会常務理事
西澤	寛俊	全日本病院协会会长
野口	晴子	早稲田大学政治経済学術院教授
春山	早苗	自治医科大学看護学部長
半田	一登	日本理学療法士協会会长
平川	博之	全国老人保健施設協会副会長
福井	次矢	聖路加国際病院院長
伏見	清秀	東京医科歯科大学医療政策情報学教授
邊見	公雄	全国自治体病院協議会会长
本田	麻由美	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
松田	晋哉	産業医科大学医学部教授
松原	謙二	日本医師会副会长
水間	正澄	昭和大学医学部リハビリテーション医学講座教授
森田	朗	国立社会保障・人口問題研究所所長
山口	育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
山崎	學	日本精神科病院協会会长

◎

医療従事者の需給に関する検討会の今後の進め方について

- 医療従事者の職種ごとに、全国・地域の需給の状況や確保のための対策が異なることから、医師需給分科会、看護職員需給分科会及び理学療法士・作業療法士需給分科会を設置する。
- このうち、医師需給分科会については、平成 29 年度で終了する暫定的な医学部定員増の措置の取扱いをはじめとした今後数年間の医学部定員の在り方について早急に検討する必要があることから、他の分科会に先行させて開催する。
- 都道府県が平成 29 年度中に第 7 次医療計画（平成 30～35 年度）を策定するに当たり、医療従事者の確保対策について具体的に盛り込むことができるよう、各分科会とも、平成 28 年内の取りまとめを目指す。